

第4回伊勢市人権施策審議会 議事録要旨

議 事 概 要	
会議の名称	令和5年度第4回 伊勢市人権施策審議会
開催日時	令和6年1月16日(火) 10:00~11:00
開催場所	伊勢市役所 本庁舎東館5-3会議室
出席者 (敬称略)	<p>20人中19人出席</p> <p>【出席者】</p> <p>会長 富永 健 副会長 藤原 香代子 委員 水島 徹 委員 本村 鏡一 委員 浦田 宗昭 委員 前島 賢 委員 田辺 文代 委員 小林 えり子 委員 岸本 典子 委員 森 明美 委員 小林 初美 委員 前村 裕司 委員 永井 勇輔 委員 山崎 静子 委員 坂田 吉弘 委員 池田 実 委員 山口 颯一 委員 福岡 俊記 委員 西沢 宏文</p> <p>(事務局)</p> <p>環境生活部長 大桑 和秀 人権政策課長 宮本 幸夫 同課 西井 有希 同課 山本 一摩 株式会社サーベイリサーチセンター</p> <p>【欠席者】</p> <p>委員 森 典英</p>
傍聴者人数	1名
会議の公開・非公開	公開
審議の概要	<p>1 開会</p> <p>2 議題</p> <p>(1) 伊勢市人権施策基本方針(案)について</p>

	3 その他
問合せ先	伊勢市役所環境生活部人権政策課 電話0596-21-5545 FAX0596-21-5555

概 要

(1) 開会

(2) 議題

○事務局による説明

- ・パブリックコメント実施概要の説明
- ・提出意見及びそれに対する市の考え方の説明
- ・意見を受けた案の修正及び庁内検討による案の修正の説明

○質問・意見等

- ・資料1 (3) 連番6の1番最後の回答のところの「基本方針案については、伊勢市人権施策審議会にご意見を頂きながら、また委託業者の助言を参考にしつつ作成しています。」これを拵（こしら）えたのは委託業者か？まず確認したい。

⇒元々ある基本方針をもとに作っている。レイアウト等を考えて頂いて案として委託業者に頂いて、こちらが修正して出している。【事務局】

- ・伊勢市の人権施策基本方針を業者に委託して、作ってもらっていること自体がおかしい。ここでは助言をいただいているという書き方をしているが、助言ではない、主体になって作っているだろうというのが僕の意見です。

- ・今の議論に答える立場でもないが、元々は置いておいて、一旦出来たものについて我々が審議して確定したということ、そこを重視していただければと思う。

- ・障がいの表記の仕方だが、パブリックコメントにあるように、どちらの害が漢字なのかひらがなのか、また、使い分けがどうかというのは市民がよくわからないし、人権教育に携わっている教職員もどちらを使えばいいのか迷うこともあるので、このようにどういう使い分けなのかというのをまず明記することによって、それが拠り所となるのでこれでいいかと思う。市として、害はひらがなだったらなぜそのようにするのか、市民から聞かれた時に、見解を答えられるように

しておいた方がよいかとは思う。

資料2の4、下から2行目、「害の字をひらがなとし」の害にかぎ括弧をつけた方がよい。あと、害の使い分けにあたりどう考えるか聞かせていただければと思う。

⇒障がいの害の字は、国でも最近ひらがなで明記するところがある。法律や制度については、漢字の害を使うような、ここ近年そういう流れになってきているので、市としてもそれに倣った状態、法律や制度については、漢字の害を使い、その他の名称等については、ひらがなで害を使いたいと考えている。市全体として、なぜひらがなを使うのかについては担当課に確認し、整理しておきたいと思う。【事務局】

・害の字について、20数年前に高校生だった時、漢字の害だとどうしても害児、ガイジと呼ぶ方が多かった。不登校、友だちに馴染めない、いろんな環境の子たちがいる中で、「害児、害児、言われるの嫌や…」という意見が出て、それからひらがなで障がいとするようにしたというのを当時の先生たちから聞いた。参考までに。

・障害の害のひらがなについて、害というのは害をなすなど、マイナスのイメージが強いと思うが、そうではなく障がいがある、ないは、“個性”という捉え方をしましょうということで、害という漢字を当てるのは相応しくないのではないかとということが教育的にも議論されて、害という字はひらがなの方がいいのではないかとというようなことが言われて、それからずっと伊勢市でもそういう方針で来ているのではないかと認識している。

・「バリアフリー」について、パブリックコメントで修正があるが、この障がいのある人、高齢者にとって移動の円滑化があると思うので、ここで「すべての人にとって」と修正するよりも、前の文章から変えなくてもよいと思う。

⇒原案の通り「すべての人」という形でお願いしたい。障がい者であるとか高齢者であると限定してしまうのはなかなか困難なところもあるかと考えている。

【事務局】

・障がいの害の使い分けに関して、行政として、伊勢市としてどういうふうな方針であるかが大事だと思っていて、例えば、障害の害という字が否定的なマイナスイメージがあるからそれを和らげようとして、ひらがなにしますとか。または

法令、条例等に基づく制度、行政の公式文書なので、専門用語として漢字が適当な場合には、漢字表記としていますとか。結構はっきりと言った方が、市民から見た時にだからこうやって漢字使っているんだとかひらがな使っているんだなというふうになると思うので、そういうふうにしていただければと思う。

行政としてはこの方針でいくとしているが、一方では漢字を使っているのに他方ではひらがなを使っているというふうになると思うので、そこの漏れが無いようにだけ注意しないと危険だと思う。

⇒確かに障がいの害について漢字を使ったり使っていなかったりというところを精査をしたい。障がいの害の漢字にするのか、ひらがなにするのかというところの説明文、資料2の4番に「本市の広報誌等における評価の考え方に基づき、原則として、法律名や制度名などの固有名詞等を除き、害の字をひらがなとし「障がい」と表記しています。」という解説を入れる事を考えているが、それでもなくてということか。【事務局】

・当事者もひらがなの方がいい、漢字は嫌だとか、正式名称だから漢字で統一すべきとか、いろいろな声がある。ただ市としてこういうふうに基づいてやりますというふうに、はっきり言っていれば、市はそういう考えだという感じになると思う。市としてどうしていくか、害という否定的なイメージ、マイナスイメージをなくしたい、和らげたいから、ひらがなで通しますという感じなのか。その辺を明確にしていいただければ、納得できるのではと思う。

⇒確かに害という字があまり良くない意味で使われがちな漢字なので、固有名詞のところは、ひらがな表記としないと市としては考えていきたいと思っている。

【事務局】

・資料2 NO.6の「権利擁護」の言葉の説明について、概ねよいとは思ったが、3行目の「主張することが難しい人」という言い方が引っかかる。行政や健康な方から難しいと言ってるような気がする。自分自身難しいと思っている方ならいいが、中には自分自身を主張するのに全然難しさを持ってない人だと、カチンとくる気がする。「困難さを抱えている方」など、客観的な表現にした方がいいかと思う。

⇒「主張することに困難さを抱えている人」に修正させていただく。【事務局】

・資料2の9番のところで、「バリアフリー」という言葉から受ける印象は、確か

に修正前の方がやさしい感じがして、バリアフリーの社会と言われると、「すべてのみんなが暮らしやすい社会の建設に繋がるという考え方」という文章が、修正後に入るとよいという感じを受けた。修正後を「日常生活や社会生活を送る上で、障壁となりうる事物云々かんぬんを取り除き、取り除くことによって、すべての人々にとって日常生活が暮らしやすい社会の建設に繋がるという考え方」とすると、本来のともと建築用語で一般の障害のある人たちやおじいちゃんおばあちゃんたちだけが、利益をこうむったようなバリアフリーが実は私たち自身が、とても生きやすい社会になっていくというところに繋がっていくのではないかと感じた。法律用語ではこうなのかもしれないが、そういうニュアンスが入ると、伊勢市としての優しさみたいなものが入ってくるのではないかと感じた。

⇒「バリアフリー」の解説文を「日常生活や社会生活を送る上で障壁（バリア）となり得る事物、制度、慣行、観念などを取り除くことにより、すべての人にとって暮らしやすい社会の建設に繋がるという考え方」にさせていただく。【事務局】

- ・何点か修正点があるのでそれを修正してもらった上で、私が確認して、最終案として答申するという事にさせて頂きたいと思う。
- ・パブリックコメントを出していただいた方に対して、直接的な回答はあるのか。

⇒個別にご意見に対する回答はないが、ホームページで資料1のような形で公表を考えている。【事務局】